

京都市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第17号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

京都市子ども・子育て会議について、次のとおり、同会議における調査及び審議事項を追加するとともに、規定を整備することとしました。

- 1 これまで、京都市社会福祉審議会において調査し、及び審議してきた児童福祉に関する事項を、京都市子ども・子育て会議において調査し、及び審議させることとしました。
- 2 児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を設置するとともに、必要な事項を定めることとしました。
- 3 会長及びその職務を代理する者が在任しないときの京都市子ども・子育て会議を市長が招集することとしました。
- 4 臨時委員の名称を特別委員に変更することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第17号

京都市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

京都市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 児童福祉法第8条第3項

第5条(見出しを含む。)中「臨時委員」を「特別委員」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの子ども・子育て会議は、市長が招集する。

第6条第5項中「臨時委員」を「特別委員」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「子ども・子育て会議」の右に「及び児童福祉分科会(以下「子ども・子育て会議等」という。)」を加え、同条第2項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条第3項中「子ども・子育て会議」を「子ども・子育て会議等」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(児童福祉分科会)

第7条 子ども・子育て会議に、児童福祉に関する事項を調査し、及び審議させるため、児童福祉分科会を置く。

2 児童福祉分科会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、児童福祉分科会の決議をもって子ども・子育て会議の決議とすることができる。

附則第3項中「第1条第1号」を「第1条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)